

広報 SHII-NO-KI

椎の木

No.208

7

July 2026

目黒の歳時記 正覚寺のザクロの木

正覚寺は中目黒駅にほど近い日蓮宗の寺院。
庫裏から見える日本庭園には寺におまつりされている
鬼子母神と関わりの深いザクロの木が美しく茂っています。
初夏には鮮やかなザクロの花が緑によく映えます。

写真提供：倉方 基弘 氏

※目黒法人会広報委員会では表紙用写真等を公募しています。次号は10月10日発行予定。

みんなで築こう豊かな社会
～輝く目黒～よき経営者の団体

公益社団法人
目黒法人会

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に
賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な
発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。
目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。
<http://www.tohoren.or.jp/meguro> E-mail: mg_info@tohoren.or.jp

法人会
消費税期限内納付
推進運動



目黒法人会 HP

第16回通常総会開催

第16回通常総会は会員の皆様、目黒税務署、東京都目黒区税務所をはじめ、税務行政協力団体、経済団体、警察署、消防署等のご来賓のご臨席をいただき、総会後の懇親会が、6月10日(水)品川プリンスホテルにて、法令に従い開催されました。

次の報告事項並びに審議事項3議案が上程されいづれも承認可決されました。

〔報告事項〕
令和8年度事業計画並びに収支予算書について

〔審議事項〕
第1号議案 令和7年度事業報告承認の件

第2号議案 令和7年度収支決算報告承認の件

第3号議案

並びに監査報告承認の件
役員補充選任の件
理事（外部） 松崎 也寸志
監事（外部） 阿部 俊夫



令和8年度事業の重点項目

Ⅰ. 令和8年度基本方針

公益法人として、目黒法人会自らの自治により自己の責任において目黒法人会を管理・運営していかねばならない。公益財団法人全国法人会総連合が制定した法人会の「法人自治」及び「自己責任」の原則に基づき、広く社会に目を向けて、「法人会の基本的指針」に則り、納税意識の向上、会員企業の研鑽、地域社会への公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、一体となって組織的な事業活動を展開する。

また、目黒法人会の目的・使命を達成するため、事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に力点を置きながら、行政と連携した公益性の高い事業を展開し、目黒法人会活動の更なる活性化のために、組織基盤の安定のため会員勧奨と福利厚生制度の推進及び会財政の健全化への対応にも一層力を注ぎ、地域の発展と活気溢れ信頼される目黒法人会の確立を目指すために、以下に掲げる諸施策に取り組むものとする。

Ⅱ. 主な事業計画

1. 納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策の推進

公益法人として、広く一般の企業や市民にも目を向けながら、納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策を講じる。税務当局と連携して税関連コンテンツを拡充することにより、会員及び一般の企業や市民に対する適切な広報を実施する。

引き続き電子申告制度の周知に注力するとともに、電子帳簿保存法やインボイス制度への対応に関する基本的な情報提供を行い、電子取引等に資するコンテンツの充実を図り、広く提供することで事業者のデジタル化を支える環境整備に取り組み、税務を起点とした社会全体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）

の推進に努めていく。

また、将来を担う小中学校の生徒等に対する租税教育活動の充実を図るほか、税知識の普及のため「税を考える週間協賛講演会」をはじめとする各種講演会やセミナーを積極的に実施するとともに、税務当局及び東京都と税務関連団体等と連携しながら、税務手続きのデジタル化（e-Tax及びeLTAxの利用、キャッシュレス納付の推進やマイナンバー制度、インボイス制度、電子帳簿保存法等）の推進、及び事業者のデジタル化を前提とした納税環境の整備、会員企業の実務に資する内容の提供、並びに自主点検チェックシートの普及拡大に努めることとする。

あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互信頼・理解の醸成に努め、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政の執行に寄与する。

2. 税制に関する調査研究と要望活動の推進

健全な納税者団体として、中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、税制等の調査・研究を行い、会員に周知するとともに、税制（使途問題を含む）に関する会員の要望を集約し、その要望が税制に反映されるよう、関係機関に対し提案活動を展開する。

要望の集約にあたっては、国税とともに地方税に関する要望等についても会員のニーズの把握に努める。

3. 組織の充実・強化

組織の基盤強化を図るため、組織・厚生合同委員会の開催など厚生共益事業委員会との連携をはじめ他の委員会、部会、支部とも会員勧奨に関する情報を共有し、各種施策の検討を進める。特に、協力保険会社およびその推進員に対して積極的に情報提供を行うなど、会員勧奨に関わる環境整備を強化し、一層の協力体制を構築する。また、会員勧奨増強月間を設けるとともに、会員への事業内容の周知や新入会員に対するフォローアップなど効果的な会員の退会防止

に努める。

また、新設法人に対する公益事業、健康診断等のPRを主たる目的としたダイレクトメールを送付する等に加え、協力保険会社とも連携し、役員一人一社以上の獲得を目標に、単位会同士の取り組みを共有し、本会一丸となった組織的な会員勧奨による会員の増強を図る。

4. 研修の充実と経営支援活動の推進

目黒法人会の根幹事業である税法・税務関係研修・セミナーをはじめ、参加者へのアンケート結果なども参考にしながら研修・セミナー、企業経営の健全化並びにその向上発展に資するために、多様なニーズに応える研修・セミナーの開催強化を積極的な努める。このためオンライン、Web配信などに積極的に活用するほか、他法人会連携による広域開催など、より効果的な開催方法やコストに配慮するとともに、外部媒体も活用した体系的・連続的なメニューを構築するなど、研修内容の充実を図る。

なお、会員企業に加えて一般の企業・市民にも対象を広げ、一層公益性を高めるとともに、参加人員増加に努める。

また、会員企業を取り巻く経営環境を踏まえ、会員企業のニーズに合う会員企業のメリットを追求した各種の経営支援事業（会員サービス）を、関係委員会、部会、支部と協力して広く会員、一般に対して税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動等の推進に努める。

5. 広報活動の推進

目黒法人会の知名度の向上、会員への会活動の周知、会員勧奨のための広報活動を充実させるとともに、関係委員会、部会、支部と協力して広く一般に対しての税の啓発活動をはじめとする公益性の高い広報の推進に努める。

このため、ソーシャルネットワークサービスやデジタルコンテンツの活用をはじめ、ホームページや広報誌等の充実を図ることとし、広報

誌「椎の木」やホームページ等は一般向けの情報伝達手段として最も迅速な広報となることから、引き続き税務をはじめ、経営・経済情報、法人会活動等掲載内容の充実を図り、動画配信や活動状況を掲載するなど従来以上にホームページを活用した各種広報施策を実施し、法人会のPR、他法人会との情報共有に努め、研修、セミナー、イベント、租税教育、税に関する絵がきコンクール等の公益的な事業についてはマスコミにアピールするためのパブリシティ活動を積極的に実施する。

さらに、e・Tax、eLTA X利用促進ポスター、節電推進ポスターなど、公共性を有するものを中心に掲示、配布し、事業活動とともに目黒法人会をPRするなど、目黒法人会における有効な広報活動についても検討する。

公益財団法人全国法人会総連合が実施している法人会アンケート調査システムの改修に伴い、登録手続きの操作性向上を図ったのを期に、改めて登録者の増加に努めるとともに、一般社団法人東京法人会連合会独自の地域限定アンケートによる同システムの活用を推進するため、登録者とアンケート回答者の増加推進に努める。

6. 厚生共益事業の拡充

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠であり、目黒法人会の財政面における意義をも考慮し、各委員会、部会や支部などとも連携して制度の維持と普及推進を図る。

福利厚生制度創設時の「1社でも多くの会員企業を守りたい」という理念のもと、協力3社と推進協力を努め、公益財団法人全国法人会総連合が展開する福利厚生制度加入企業拡大キャンペーン「ネクストチャレンジ1000」更なる飛躍を目指して、や会員勧奨策、健康経営事業の推進に積極的に協力することとし、一般社団法人東京法人会連合会及び福利厚生制度協力3社、関係委員会、部会、支部との連携を強化し福利厚生制度の普及拡大を目指した推進を図る。

引き続き、福利厚生制度協力3社独自の施策

に協力し、推進にあたつては、従来の推進策とともに、役員加入率の向上と役員による新規加入企業の紹介を促進し、福利厚生制度加入企業数の増加を目指す。

また、会員企業を取り巻く経営環境を踏まえ、会員企業のニーズに適用、会員企業のメリットを追求した共益事業（経営支援サービス）を推進するとともに、その周辺についても協力会社との連携を強化しつつ、発信手段の多様化も推進していく。

さらに、会員企業等における人材確保を支援するため、特定退職金共済会の従業員向け退職金制度の普及についても、特定退職金共済会と連携・協力して取り組み、目黒法人会事業推進のためには、会員勧奨や財政基盤強化に資する訴求力のある厚生共益事業の構築・充実が重要であることから、厚生共益事業に関する情報収集を図り、より効果的な事業について検討を進める。

7. 公益事業活動の推進

目黒法人会の公益事業活動については、引き続き税を中心として行うこととし、関係委員会、部会、支部等と連携のうえ税制に関する提言や租税教育の充実に努める。推進にあたつては、地域や社会への貢献が重要な課題であることも念頭に置き、組織力を十分に生かし、関係機関や他の委員会、部会、支部等と連携しつつ、積極的かつ継続的に活動を実施する。

租税教育については、公益事業委員会、税制税務委員会、青年部会、女性部会の協力のもと、関係機関等と連携して積極的に推進する。

中小企業の税務コンプライアンス向上を目的とした自主点検チェックシートについては、企業の健全な発展に資する取り組みとして、今後の活動の重要な柱のひとつに位置付け、利用拡大に向け更なる推進を図ることとする。

このほか、地域社会への貢献を目的に、税制度なども考慮し、グローバルな課題となつている環境問題についても、地球温暖化対策や節電対策などについて会員企業と取り組むこととし、引き続き「地球温暖化対策報告書」提出の定着

推進を図り、中小規模事業所の自主的な取組みによる温暖化防止の実現に加えて、企業のコスト削減も図れるという二つの要素と、また、東京都においても環境や省エネに関する各種支援制度が用意されており、事業税の減免にもつながらるので、前年度を上回る提出件数を目指し、提出の意義のPR等を行い、積極的な推進を図るとともに、従業員健康から企業の発展につながる職場の健康づくり支援事業を東京都と連携して健康ポスター、健康関連の研修会等の事業案内をはじめ、健康に関する情報提供等に取り組み、目黒法人会における公益事業活動の更なる充実を図るためのあり方や取組み等について引き続き検討を行う。

8. 健康経営の推進

我が国の税収の増加、および将来の社会保障給付費の抑制に貢献することを目指し、法人会ならではの「健康経営」の推進に取り組んでいく。令和8年度は会員企業への「法人会健康経営」の周知活動を推進する。

また、健康経営宣言書を活用し、健康経営宣言を行う企業の拡大を図るとともに、本会の実情を踏まえた組織的な推進体制の整備を行う。さらに、セミナーや勉強会を積極的に開催し、健康経営の普及・定着を加速させる。

職場の健康保持・増進の取組みを、将来的に、企業の収益性を高める投資ととらえ、健康管理を経営的視点から、会員企業が健康経営を図ることができるよう全法連、東法連及び行政や協力機関などと連携して支援する。

9. 源泉部会・青年部会・女性部会活動の充実

源泉部会・青年部会・女性部会の活動を活発に展開し、3部会のさらなる充実と部会員の研鑽を図るとともに、目黒法人会活動の担い手として目黒法人会活動の充実と活性化に資するための諸施策を積極的に講じる。

特に公益性の高い事業の実施に努め、未来を担う子どもたちへの租税教育、税に関する絵がきコンクールを最重要事業のひとつとして位

置付け、引き続き、租税教育、税に関する絵がきコンクール募集活動や環境問題（CO₂削減問題・節電）健康経営、源泉税基礎・実務研修会等を充実させるために、親会等との連携を図りながら、より効果的な実施運営に努め、引き続き積極的に取り組む。

また、新しい取り組みとして、青年部会による財政健全化のための「健康経営プロジェクト」については、健康経営委員会とも連携しながら推進を図り、女性部会による「食品ロス」については、行政当局の施策・情報提供や幅広い先進事例について、積極的に情報収集を行い、取組事例の研究に努める。

10. 関係機関との連絡協調

目黒税務署、東京都目黒区税事務所をはじめとした税務関係諸官署および東京税理士会目黒支部をはじめとした税務関係5団体との連絡協調は、税に関する事業を基本とする法人会にとつて欠かすことのできない重要なテーマであり、より一層密にするよう努める。

また、地域社会貢献活動の実施にあたつては、地方公共団体および地域関係諸団体との協調に留意する。

特に、税務当局が進める「税務行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）」については、東京国税局・所管税務署と連携・協力しながら必要な施策に取り組む。

11. 目黒法人会体制の整備

時代に即した組織運営体制を構築するため、最新のデジタル技術を導入するなど、業務の効率化を図る。

また、公益財団法人全国法人会総連合、一般社団法人東京法人会連合会及び各単位会との協力関係を一層深め、連携して事務運営に当たる。改正公益法人制度への対応については、行政庁と法人会間の問題解決に向けた調整機能を適切に果たすとともに、特に新公益会計基準への移行に関しては、公益財団法人全国法人会総連合、一般社団法人東京法人会連合会と密接に連携し、円滑な実施を推進する。

目黒税務署からのお知らせ

目 黒 税 務 署 管 内 の 皆 様 へ

- **令和8年7月10日以降**、税務署の一部の内部事務（**申告書の入力処理や電話・文書による照会**など）を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。
- 申告書、申請書及び添付書類等の書類を**郵送で提出される場合**は、下記の**業務センター宛てに送付**していただきますよう御協力をお願いいたします。

宛 先

東京国税局大手町業務センター
〒100-8156
東京都千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館

< 業 務 ご と の 対 応 に つ い て >

対応業務	税務署	業務センター
e-Tax（データ）で申告	○	×
書面で申告		
持参して提出	○ 管轄税務署の窓口や 時間外収受箱に提出できます	×
郵送で提出	—	○ 業務センターで申告書の入力処理を行うため、 業務センター宛てに郵送をお願いします
電話・面接による税務相談	○ 事前に予約が必要です	×
申告書や申請書の窓口 備付けや郵送による送付	○ e-Taxによる申告・申請が大変便利です	×
納税証明書の交付 現金による国税の納付	○ キャッシュレス納付が大変便利です	×
業務センターからの電話や 文書による照会	—	○ 責任者名が税務署長のほか 東京国税局長となる場合があります

内部事務のセンター化に関する情報はこちら ⇒



目黒都税事務所からのお知らせ

ー都税についてのお知らせー

来所せずにお手続きができます！

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

申告

- ✓ 電子申告
 - ・ eLTAX
 - ・ LoGo フォーム
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
 - ・ eLTAX
 - ・ LoGo フォーム
 - ✓ 郵送（所管事務所 宛）
- （一部の手续を除く。）

納付

- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ ペイジー
（インターネットバンキング・
モバイルバンキング・A T M）
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

証明書等の取得

- ✓ 郵送（キャッシュレス決済）
- ✓ 郵送（定額小為替）
- ✓ 電子申請

詳細は東京都主税局ホームページをご覧ください。



※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、

東京都主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP

区役所だより

大雨への備えを

目黒区では、昨年7月と9月に大雨による大きな被害がありました。とりわけ9月11日の大雨では、一部地域で1時間当たり130mmを超える雨量を観測し、300件を超える住居・店舗・事務所が床上・床下浸水するという甚大な被害を受けました。



これから出水期を迎えるにあたり、6月1日のめぐろ区報では、浸水被害対策の特集を掲載し、大雨への備えを呼びかけています。目黒区は坂が多く、短時間でも雨量が多いと雨水が低地に流れ込み浸水被害が発生しています。特に川沿いは地盤が低く、浸水のリスクがあります。目黒川や現在は蓋をして暗きよとなっている呑川、立会川、蛇崩川等の流域は、過去の大雨でも被害が報告されています。

目黒区水害ハザードマップには、最大規模の水害が発生した際に浸水が予想される区域・程度等が掲載しています。皆さんのご自宅や仕事場がマップ上のどこにあるのかをあらかじめ確認しておくことが大切です。

いったん浸水の被害を受けると、復旧に時間と費用を要します。機材の破損や床・壁の張り替えが生じれば、しばらく通常の活動はできなくなります。しかしながら、台風や前線等の接近は気象情報により規模や到達日時を知ることができ、事前に対策を講じることで被害を限定的に抑えることができます。

土のうや止水板を設置することにより雨水の侵入を防ぐこと、水のう等による下水の逆流を防ぐこと、建物の周辺整理を行うことなど、水害が発生するまでにできることがあります。

現在はインターネット等で様々な情報を得ることができますので、ぜひ検索してみてください。ひとつの手間をかけることで皆さんの生命・財産を守ることにつながります。「面倒だったけど対策しておいてよかった」それを率直に感じるのが水害への備えです。

目黒区では毎年のように水害が発生し、昨年の大雨でも甚大な被害を受けましたが、幸いにも人的被害は出ていません。しかし、命の危険がないということではありません。地面よりも低い場所（屋内では地下室、自動車での移動の際はアンダーパスなど）では水没の危険は存在します。また、土砂災害特別警戒区域に指定された区域では土砂崩れのリスクがありますので、お住いの方は避難所の確認をお願いします。

あらためて、皆さんの自宅や仕事場がある地域を水害対策の視点で知っていただき、今後に役立てていただければ幸いです。



動画で土のうの使い方を紹介しています



緊急用土のう保管場の土のうは自由にお持ちいただけます。設置場所は目黒区HPで公開しています。



しいちゃんのめぐる再発見

椎の木の妖精しいちゃんが目黒区内のスポットを独自の目線で楽しむコラムです

競馬場が目黒に？

バス停でおなじみの「元競馬場前」名前の通りこのあたりにはかつて競馬場がありました。

その名も
目黒競馬場！

今回は
馬年なんで馬がテーマ！



フランス語
「この馬はトゥルヌソル
びまやりの意味なんだって」

たてやんの
ダービー馬の
フランス語

明治四十年に完成した目黒競馬場の落成式には日本競馬会により大勢の紳士たちが招待され、調教の様子を見せたり立食パーティーがあったそうです。



大正4（1915）年の目黒競馬場（1907～1933）のスタンド光景【ジャパンアーカイブス】

そこでは余興として工事人たちが相撲や徒競走をして、おおいに盛り上がったのだそうです。
雑誌では「シルクハットの紳士連としては苦々しき限り」と苦言を呈しています。

明治四〇年「競馬世界」(二)
競馬世界社より
「国立国会図書館デジタルコレクション」

人を馬に
見立ててレースの
ようにしたとか



今なら
大問題…



左上の写真は大正四年の目黒競馬場のスタンド席の様子です。
男性ばかりで帽子をかぶり、羽織に袴姿やジャケットを身に着けきちんとした洋服を着ていますね。
ステッキを持つ人もいます。
上等な席はこうしたドレスコードがあったそうです。

当時「我国上流紳士絶好の遊び場」になるべきとされた競馬場。

大正二年「日本の産馬」(三)
産馬同好會より
「国立国会図書館デジタルコレクション」

紳士の観戦レック



※
今では誰もが気軽に楽しめる競馬ですが、目黒競馬場ができた頃の競馬は国力を高める政策の一環として開催されていました。

※馬券（勝馬投票券）の購入は二〇歳から

目黒競馬場は昭和八年、東京競馬場にその役目を譲り、閉鎖されました。

今日のスポット

目黒競馬場跡
(トゥルヌソル像)

東急バス
「元競馬場前」バス停下車
元競馬場交差点方向へ
徒歩三十秒ほど



競馬は
ゲームや
アニメにも
なってるね

第11支部



第3支部



第12支部



第4支部



女性部会



第6支部



青年部会



第9支部



写真でみる 活動紹介

各支部・部会 運営報告会開催日	
第3支部	5月27日 代官山花壇
第4支部	5月29日 代官山花壇
第6支部	5月14日 下目黒住区センター
第7支部	5月15日 目黒法人会館
第8支部	5月19日 目黒法人会館
第9支部	6月2日 目黒法人会館
第11支部	4月28日 ゼネラルボンド(株)
第12支部	5月11日 ブセナンテ
青年部会	5月21日 目黒法人会館
女性部会	5月22日 目黒法人会館
	5月28日 目黒法人会館

「特養老人ホーム寄贈」雑巾・タオル・布等ご寄付のお願い

女性部会では社会貢献活動の一環として、毎年特養老人ホーム数か所を訪問して上記の寄贈を行い、有効使用していただいております。現場ではたくさんの雑巾等が必要ですので、皆さまに引き続き物品の寄付にご協力いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

寄付日時	令和8年12月を予定	回収方法	ご都合の良いときに、目黒法人会館までお持ちください。 (目黒区中町2-43-17 東京都水道局目黒営業所隣り)
場所	目黒区特養老人ホーム数か所	募集期限	大量でなければお電話いただければ受け取りにも伺います。 令和8年11月
募集物品	雑巾・タオル・布等。衛生面を考慮し、未使用のものまたは新品同様に清潔なもの。		

上記についてのお問合せ・申し込みは事務局へ
☎ 03-3712-9588 Fax 03-3712-8829 E-mail:mg_info@tohoren.or.jp



令和7年度 社会貢献事業ご協力企業 (令和7年4月～令和8年3月)

未使用切手、使用済み切手、書き損じはがき等回収で協力いただいた方々 (五十音順・敬称略)

税理士法人あおい	(株)北川商会	マリテックテクノロジー(株)
(株)石福	シナリーメドフォーム営業所	めぐろ童謡コンサート関係者及び入場者の方々
(株)エフケイ自由が丘支社	(有)鈴木瓦店	(有)モリドー企画
小川エステート(株)	堀井商事(株)	宗教法人祐天寺
協栄興業(株)	(有)本富	

上記以外、事務局に匿名でご寄付いただいた方々にも感謝いたします。ご提供いただいた方で、もし上記に記載漏れのあった方がいらっしゃいましたら深くお詫びいたします。

法人会では**未使用切手、使用済み切手、書き損じはがき等**を集めています。少量でも構いません。

事務局にお持ちいただくか郵送、また、お電話いただければ受取りにお伺いいたします。

使用済み切手等は目黒区社会福祉協議会のめぐろボランティア・区民活動センターに集められ、区内のボランティアグループや老人クラブの手で整理されて、最終的に**車いす購入等ボランティア事業の資材購入のために利用されます。**

令和7年度は総重量5.2kgの未使用切手、使用済み切手、書き損じはがき等をご協力いただきました。

後編
編集

「しいちゃんのめぐろ再発見」を担当させていただくようになり、改めて興味関心を持って区内の見どころを探すようになりました。ぜひ感想をお聞かせください。

小犬丸 伸子

編集子

自然の中で病気が去って行った

「自然の声が聞こえる人集まれ」。こんな小さな広告を新聞の片隅に見つけたのは、今から25年前のこと。前年に白血病にかかり、仕事を辞めて療養生活を送っていた私は、このフリーズに惹かれてグリーンセイバーという資格を取得し、自然を保全する仲間に入った。

とは言っても、治療薬によっていつも吐き気や身体のだるさを抱えていたので、力仕事は無理。軽作業ですむ小石川植物園の雑草取り、上野動物園クマ舎まわりの緑化、多摩動物園に隣接する森の散策路づくりなどに、ほぼ週一で取り組んだ。

植物園では、たとえば「ゲンノショウコ」の表示のある区画では、それ以外の草をすべて抜き取る。単純作業だけれど、草を抜くことに没頭していると、その間は気持ちが紛れ、知らないうちに「むかむか」を忘れることができる。クマ舎では、プミラなど屋上緑化に使う植物を檻の壁面に埋め込んでいく。時々、作業をのぞき込むツキノワグマと目の合うのが楽しかった。

時には、当時の代表、C・W・ニコルさんの「アフアンの森」(長野県)にまで遠征することもあったし、「海の森」公園(東京都)の植樹にも当初から参加することができた。

そうこうするうちに、気がつけば少しは労働もできるようになり、吐き気やむかむかも楽になった。9年くらいかかったが病気もようやく寛解(症状がコントロールされた状態)に至った。「人は自然から遠ざかるほど病気に近づく」というヒポクラテスの言葉がある。私の場合、自然に近づくことで、病気を遠ざけることができたのだろうか。

田島 清志



公益社団法人
目黒法人会会員



公益社団法人
目黒法人会会員

～商工会議所は経営者の頼れるパートナーです！～

商工会議所が資金調達をお手伝い！ ～小規模事業者向け融資制度～

マル経融資

	マル経融資	賃上げ貸付利率特例制度 (概要)
融資限度額	2,000万円	自社従業員の賃上げに取り組む方は、 利率の低減措置が受けられます。
返済期間	運転資金・設備資金 10年以内	当初2年間：0.5%引き下げ
担保・保証人	不要（保証協会の保証も不要）	■雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較 して2.5%以上増加する見込みのある方
利率	2.60% (2026年6月1日現在)	■雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期において 既に2.5%以上増加している方
融資対象 (主な項目)	○従業員20人以下の法人・個人事業主の方 (宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下) ○商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる ○税金（所得税・法人税・事業税・住民税等）を完納している方 ○最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている方	※雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も 含めますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員 は含めません。 ※雇用者給与等支給額の支出がない方を除きます。 詳しくは、お問合せください。

※融資利率は金融情勢により変わることがあります。

※日本政策金融公庫での融資決定時の金利が適用されます。

※最新の金利につきましては、目黒支部に直接お問合せください。

※審査の結果、ご要望にお応えできない場合がございますので、予めご了承ください。その他、最新の内容につきましては、目黒支部に直接お問合せください。

経営に関するお悩みを解決！

窓口専門相談（相談無料・要予約）

税務相談（税理士）	法律相談（弁護士）
7月9日（木）、9月10日（木）	7月10日（金）、9月11日（金）
税金やインボイス制度、確定申告に向けた相談 にご活用ください。	定款や契約書のチェック、売掛金回収などの相 談にご活用ください。

※相談窓口は13時～16時です。相談時間は12月および1月の税務相談は30分、それ以外は60分です。

※本相談は経営に関する相談に限定しております。

※会員・非会員を問わずご利用いただけます

下記の電話番号にご連絡いただき、お電話でお申し込みください。

その他、経営相談・補助金申請などのご相談も受け付けています。お気軽にご連絡ください。

現在募集中の講習会・セミナーなどのイベント情報は下記URLよりご確認ください

東京商工会議所 目黒支部

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 区民センター4F

TEL: 03(3791)3351 / FAX: 03(3791)3573

<http://www.tokyo-cci.or.jp/meguro/>

従業員の退職金準備は

とく たい きょう

特退共

特定退職金共済制度



特退共の魅力

- 1 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
- 2 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
- 3 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約4,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2025年7月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問合せは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL 03-3357-1641 FAX 03-3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>



色々あるから総合保障。



経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。



※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン + 一時金型
総合型V Mタイプ



(大同生命の
無配当入院一時金保険)

(大同生命の定期保険+
AIG損保のベーシック傷害保険)

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V：

大同生命の無配当満期定期保険(無解約払戻金型) または
大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ：

大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

DAIDO 大同生命保険株式会社

渋谷支社/

東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)
TEL 03-5489-6800

AIG AIG損害保険株式会社

東京第一プロチャネル営業部/

東京都港区麻布台1-3-1(麻布台ヒルズ森JPタワー)
TEL 03-5401-3650

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。